

金融・保険市場におけるトピックス

【IAIS・規制動向】

○G-SIIsの基礎的資本要件に係る第2次市中協議開始

2014年7月9日、保険監督者国際機構（IAIS）は、システム上重要なグローバルな保険会社（Global Systemically Important Insurers：G-SIIs）に対する基礎的資本要件（Basic Capital Requirements：BCR）の第2次案に関する市中協議を8月8日を期限に実施した。

IAISは、システム上重要なグローバルな金融機関（G-SIFIs）に相当する保険者として9保険グループを認定するとともに、より高い損失吸収力の要件（Higher Loss Absorbency：HLA）を適用させる前提としてBCRの策定を進めている。その背景としては、2008年の金融危機を契機に、その規模、複雑さおよび相互関連性から金融システムおよび経済活動に著しい混乱をもたらす恐れがある金融機関の問題への対処として、金融安定化理事会（FSB）による一連の政策提言および措置が、2010年のG20ソウル・サミットおよび2011年のG20カンヌ・サミットで合意された。この中で、IAIS等の国際的基準策定機関は、納税者を損失リスクにさらさないため、G-SIFIsに対して、倒産の影響度合いに応じた追加的な損失吸収力の保有要件を策定するとともに、破綻処理制度の国際基準の導入、ならびに破綻処理の実行可能性評価および再建・清算処理計画等の要件を策定すること等が合意された。

またIAISは、BCRをグループ全体の世界的な保険資本基準（group-wide global insurance capital standard：ICS）を策定するプロジェクトの第1段階として位置づけ、第2段階でHLAを2015年末までに完成させ、第3段階として2016年末までにICSを完成させることとしている。その後、2017年および2018年に各種指標の最終的なキャリブレーション（較正）を行い、2019年からこれらの基準を国際的に活動する保険グループ（Internationally Active Insurance Groups：IAIGs）に適用する予定となっている。

BCRの状況は、資本必要額に対する適格資本財源（適格自己資本）の割合であるBCR比率で捉えられることとなっている。BCRは、保険要素、銀行要素および非保険・金融要素の3つの構成要素に分けられ、グループ全体の連結ベースで計算される。BCRは今年般の市中協議を経て、2014年11月のG20で提案される予定となっている。

（IAISプレスリリース2014.7.11ほか）

【イギリス・規制動向】

○洪水再保険基金（Flood Re）創設が「2014年水法（Water Act）」で正式決定される

イギリス政府は、英国保険協会（ABI）との覚書（2013年6月27日）に基づき、国内で洪水保険を広く手頃な価格で購入可能とする目的から、洪水再保険基金（Flood Re）

の創設に向けた準備作業を進めてきたが、2014年5月14日、同基金創設を含む法案が議会を通過し、「2014年水法（Water Act）」として正式発効した。

2013年6月の覚書では、洪水再保険基金は、民間保険会社が資金を拠出して管理・運営する基金であり、この資金負担は広範な保険契約者の保険料に上乗せして徴収すること、民間保険会社が引き受けた家計分野の洪水リスクのうち特にリスクが高いものを基金に移転し、200年に1度の巨大損害までカバーできる設計とすることなどが合意されていた。「2014年水法（Water Act）」の成立は、2015年夏の基金運用開始に向けた重要な行程の1つであり、ABIと保険業界は、引き続き再保険スキームの設計、基金運営のためのガバナンスの検討、監督当局への申請手続き等の諸準備を進めることになる。

今回の法案成立を受けてABIは、「法案成立は重要な一里塚であり、保険業界は党派を超えた支持を得て法案が成立したことを歓迎する。洪水再保険基金は、洪水保険に加入できない人々を救済する制度であり、保険業界による重要な公約の1つである。既に準備に3年間を費やしており、基金創設準備は順調に進んでいる。」とコメントした。

（GOV.UK ニュースストーリー2014.5.15、2014.5.16、ABI ニュース 2014.5.15 ほか）

【ドイツ・市場動向】

○ドイツの保険会社による2013年のロード・アシスタンス・サービスは20万件

夏のバカンス・シーズンの到来を前に、ドイツ保険協会（GDV）は、2013年中の自動車保険によるロード・アシスタンスの提供状況を公表した。

GDVによると、ドイツにおいて自動車保険のロード・アシスタンスを契約する自動車保有者は2,640万人に達する。ロード・アシスタンスの主要な対象は故障および事故時の現場急行サービスであり、さらに宿泊予約やレンタカーの手配、けが人の搬送等のサービスを提供する契約もある。また、ドイツの保険会社は欧州全域で1社平均で約7,000のレッカー事業者と契約しているとされている。

GDVのまとめでは、2013年の旅行シーズンである6月から8月の3カ月間に約16万件的ロード・アシスタンス・サービスを提供したとされる。また、2013年中のサービス提供件数は合計で約20万700件であり、内訳では、故障または事故による現場急行・移送サービスが約15万9,500件、レンタカーの提供が約2万6,600件、自動車の自宅までの搬送サービスが約4,100件、傷害または疾病による被保険者の搬送サービスが約1,500件、外来治療または入院治療の手配が約9,000件となっている。

（GDV ニュースリリース 2014.7.3）

【米国・規制動向】

○2014年12月に期限を迎えるテロリスク保険法（TRIA）の再延長法案の動向

2001年の同時多発テロを受けて、2002年にテロ補償の入手および購入の可能性を安定的に保つため創設されたテロリスク保険法（TRIA）は、これまで2度の期限延長を経

て、2014年12月に3度目の延長を迎えようとしている。現行のテロリスク保険法による支払要件は、企業分野における「原子力、生物、化学、放射線」以外の認定されたテロ行為により、保険会社の年間累計損害額が1億ドル以上となった場合に、損害額の85%を連邦政府が補償し残りの15%を損害保険会社が負担するものである。

2014年6月27日、再延長法案が下院の金融サービス委員会にて可決された。この再延長法案はカバーの発動金額をこれまでの累計1億ドルから5億ドルに段階的に引き上げるとともに、保険会社の負担額を15%から20%に引き上げる内容となっている。これまで見直しが提案されてきた、同法の補償対象外となっている「原子力、生物、化学、放射線」による損害に対する補償や自動車保険などの個人分野に関するカバーは含まれていない。

一方、上院においては、現在の5年間の期限を7年間に延長するが、発動金額を据え置きとする再延長案が検討されている。再延長法案の承認には、下院、上院の両院における承認が必要で、今後の両院での調整の行方が注目される。

(Canadian Underwriter 2014.6.20 ほか)

【ブラジル・市場動向】

○ワールドカップのイベント中止・遅延費用カバーは20億ドル

ロンドンオリンピックなど世界的なスポーツ・イベントのカバーを提供した経験のある、ロンドンを拠点とするアンダーライターによると、2014年7月に開催されたサッカー・ブラジル・ワールドカップにおいて保険会社が提供した補償額の合計は、20億ドルに上るといふ。最も大きなカバーは、市民暴動や豪雨などにより大会が中止や遅延となった際に補償を提供するものである。

ミュンヘン再保険会社は、同大会のイベント中止や遅延等について、4億ドルのカバーを提供していることを明らかにした。同社のカバーの提供先には、政府機関やテレビ放映権を持つ顧客、さらに広告会社も含まれている。同社によると、決勝戦のテレビ視聴者は10億人で、世界で最もテレビ視聴者が多いイベントの上位5つに入ると予測している。

ブラジルは、近年オリンピックが開催されたシドニーや北京などと比較すると、大きな自然災害による被害は少ないとされているものの、暴風や洪水等の自然災害によって個別の試合が中止となるリスクが考えられた。

ロンドンに拠点を置く保険ブローカーは、ワールドカップの保険カバーでイベントの中止や遅延に次いで補償額が大きいのは、選手のケガに対する収入補償であったという。選手のケガによる収入補償は、仮に大会中の負傷で、選手が通常所属するクラブでプレーできなくなった場合、所属するクラブが選手に対して支払う収入の一部を補償するので、金額が最も大きい選手の場合、年間補償額は970万ドルになるとされる。

(Business Insurance 2014.6.9、Bloomberg 2014.6.13 ほか)

【中国・規制動向】

○上海自由貿易試験区での海上輸送保険に関する規制緩和措置を発表

中国では2013年10月に「上海自由貿易試験区（以下SFTZ）」が誕生し、2014年3月までに7,772社の企業新設が認可されている。

SFTZは一般的な自由貿易地域（FTZ）とは異なり、貿易活動を支えるサービス業についての対外開放テストを行う点が大きな特徴であり、その対象の1つとして金融サービスの開放の加速化が掲げられている。それを受けて、内外の銀行、証券、保険の43社が進出し、日系では三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行が業務を開始している。

2014年5月、中国保険監督管理委員会（保监会）は、SFTZにおける貿易活動を支える海上輸送保険の取引を促進する目的から、次の3つの規制緩和措置を発表した。

- ①これまで海上輸送保険を新規に販売する際には、保険会社が保监会に個別に届出を行っていたが、SFTZではこれを廃止し、業界団体の「上海海上保険協会」が一括して保监会に届出し、各保険会社は同協会への届出だけで手続きが完了できるようにする。
- ②SFTZ内で海上保険の営業支社や再保険支社を設立する際の保监会への事前承認手続きを不要とする。
- ③SFTZ内の営業支社の管理責任者の任命にあたり、保监会への事前任命資格審査手続きを不要とする。

SFTZには、中国太平洋財産保険、大衆保険が既に進出しているが、今回の海上輸送保険の規制緩和政策が外国社を含む保険会社の進出の動きにどのような影響を与えるのか、今後注目される場所である。

（上海市外国投資促進センター資料2014年5月、Asia Insurance Review 2014.5.22、South China Morning Post 2014.6.5ほか）